

豊見城市議会における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

令和2年4月24日決定
令和2年6月2日改定
令和2年8月6日改定
令和2年8月26日改定
令和5年3月17日改定
議会運営委員会

沖縄県新型コロナウイルス対策本部長（知事）通知により、令和5年3月7日以降の対応方針が策定されたことに伴い、豊見城市においても庁舎内の感染症対策について対応方針が示された。

これらを踏まえ、豊見城市議会においても、これまでの感染症対策を見直すこととしたので、次の通り申し合わせる。

1. 議会運営に使用する各室換気について

議会運営に必要な本会議場、委員会室、議会会議室、会派室、議会事務局執務室等（以下「本会議場等」という。）を公式使用する場合は、適宜空調機に備わる換気機能を作動させること。

2. 手指衛生の徹底について

本会議場等へ入場する議員、職員、傍聴者等全ての者は、入場前に、アレルギーがある場合等の特別な事情がある場合を除き、消毒液による手指消毒を行うこと。

3. マスクの着用について

本会議場等の議会棟（役所5階）に入場する議員、職員、傍聴者等のマスク着用については、基本的に個々人の判断となるが、一時的に密集する場合等、着用が効果的な場面においては、マスク着用を推奨することとする。なお、その際のマスクは、各自で調達すること。

4. 健康管理の徹底について

本会議場等に入場する議員、職員、傍聴者等全ての者は、自らの責任において健康管理を徹底すること。また、コロナ感染症の疑いが生じた場合は、速やかに[別添「コロナかな?と思ったら」の沖縄県パンフレット](#)スキーム等を参考にすること。

5. その他

当面、この申し合わせ事項により感染症対策を推進するものとし、急を要する事項、軽微な変更等については、議会運営委員長と議長において協議の上、改定可能とする。

別添 (←クリックで県サイトにジャンプします)

